

東京証券取引所 御中

公益社団法人 日本証券アナリスト協会
 企業会計研究会
 ディスクロージャー研究会

「決算短信・四半期決算短信の様式に関する 自由度の向上について」へのコメント

2016年10月28日に公表された標記パブリック・コメント（以下『PC』）について、当協会内の企業会計研究会、ディスクロージャー研究会で検討した結果、下記のとおりコメントします。なお、『PC』は、2016年4月18日に公表された『金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ―建設的な対話の促進に向けて―』（以下『報告』）の「Ⅱ.建設的な対話の促進に向けた開示の在り方、2. 開示内容の整理・共通化・合理化、(2)具体的な持直しの方向性、①決算短信及び四半期決算短信」（5頁～6頁）で示された提言を踏まえているため、必要に応じて『報告』の内容にもコメントしている。

記

1. サマリー情報に関する様式の使用義務の撤廃について

『PC』では、以下の「Ⅱ. 概要」が示されている。

項目	内容	備考
短信の様式に関する自由度の向上	・当取引所が定める短信の様式のうち、本体である短信のサマリー情報について、上場会社に対して課している使用義務は、これを撤廃します。	・これに伴い、本体である短信のサマリー情報については、付属資料である短信の添付資料と同様、短信作成の際の参考様式として、上場会社に対しその使用を要請するに止めることとします。

これは、『報告』の「iii 要請事項の限定等による自由度の向上」（6頁）で示された、以下の提言の下線部を具体化したものと理解している。

決算短信及び四半期決算短信による情報開示の意義が速報性にあることに鑑みれば、その内容については可能な限り自由度を高めることが必要である。このため、証券取引所が決算短信及び四半期決算短信への記載を要請する事項をサマリー情報、経営成績・財務状態・今後の見通しの概況（決算短信のみ）⁶並びに連結財務諸表（…略…四半期連結財務諸表…略…）及

び主な注記⁷に限定する。また、その他は企業が任意に記載できることとするなど、義務的な記載事項及び記載を要請する事項を可能な限り減らすことにより、それぞれの企業の状況に応じた開示を可能とする。

6 四半期短信については、現在でも、経営成績・財務状態・今後の見通しの概況の記載は任意とされている。

7 具体的には、継続企業の前提に関する注記、会計方針の変更、セグメント情報(決算短信のみ)、1株当たり情報(決算短信のみ)など。

サマリー情報について既存様式の使用義務を無条件に撤廃することには、懸念を示す声が多かった。

『PC』の通り、サマリー情報について既存様式の使用義務が撤廃されれば、決算短信・四半期決算短信(以下『短信』)に関して、東京証券取引所が示すのは全て「使用を要請する参考様式」となり、『短信』の本体であるサマリー情報も付属の添付資料と同等まで自由度が向上すると理解している。参考様式になっても、利用者が必要とする十分な情報が開示された上で、『短信』の速報性が向上(＝決算発表の前倒し)するのであれば、既存様式の使用義務を撤廃することに反対はしない。

ただし、画一的な既存様式のサマリー情報からは必要な情報を瞬時に把握できるため、『短信』の顔として、決算発表直後の利用者には非常に使い勝手の良い情報源となってきたことを、東京証券取引所と上場各社には十分に認識していただきたい。適切な投資判断には複数の会社の比較分析が必須であり、利用者は1社だけを分析して判断している訳ではない。上場各社が自社に最もふさわしいと考える形式でも、参考様式と著しく異なるサマリー情報は一覽性の低下を免れないため、同業他社などとの横比較が難しくなり、業績予想モデルやデータベースへの入力時にミスが発生し易いなどのデメリットが多いことを忘れていただきたい。

既存様式の使用義務の撤廃により、例えば従来は載せられなかった銀行業の「実質業務純益」など、従来よりも適切で有用な項目がサマリー情報で開示されるなどのメリットも期待される。ただし、既存の様式は長年に亘って必要な項目が絞り込まれてきた結果としての完成度の高い様式であり、参考様式になったことを理由とした項目の過度な削減や変更は、継続的に注視してきた項目の数値が開示されなくなる危険性が高く、必要な情報を瞬時に把握できる『短信』の顔としての機能を著しく損なうことを忘れていただきたい。

2. 記載を要請する事項の限定について

『PC』の「Ⅲ. 実施時期(予定)」つまり2017年3月末日以降最初に終了する通期決算又は四半期決算の開示からは、『報告』での上記の提案に従って、『短信』への記載を東京証券取引所が要請する事項は、サマリー情報、経営成績・財務状態・今後の見通しの概況(決算短信のみ)並びに連結財務諸表(または四半期連結財務諸表)及び主な注記に限定されることになるかと理解している。

上場各社の状況に応じて、要請がなくても投資判断に重要な情報が適切に追加開示され、『短信』の速報性が向上（＝決算発表の前倒し）するのであれば、記載を要請する事項の限定に反対はしない。ただし、『報告』が具体的に挙げているのは、『短信』の骨格となる必要最低限の事項に過ぎないと認識している。利用者が各報告期間に起きた上場各社の大きな変化や新たな動きを正確に理解するには、これだけの事項では不十分な場合も多く、株主・投資者との対話を充実させるのに適切な追加情報が、上場各社から積極的に開示されることを期待している。

3. 連結財務諸表の開示の延期容認について

『短信』の添付資料として開示する連結財務諸表に関して、『報告』の「iii 要請事項の限定等による自由度の向上」（6頁）では、以下の提言が示されている。

さらに、適時開示ルールなども踏まえ、制度上、投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合には、決算短信及び四半期決算短信の開示時点では連結財務諸表の開示を行わなくてもよいこととし、開示可能になった段階で連結財務諸表を開示することを認めることとする。

なお、こうした見直しは、それぞれの企業の状況に応じた早期の開示を可能とするためのものである。このため、企業が連結財務諸表の開示を行わない場合には、任意の形で投資者が必要とする財務情報を提供することが期待される⁸。また、連結財務諸表については、開示が可能になった段階で、早期に開示されることが適当である。

8 制度変更に当たっては、その趣旨を踏まえつつ、投資者と企業等の間での対話を通じ、投資者が必要とする財務情報が適時に提供されるようにすることが望ましい。なお、四半期報告書は四半期決算短信公表後早期に開示されることから、四半期決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は比較的低いが、有価証券報告書は決算短信公表後、開示まで相当の期間があるため、決算短信公表時における詳細な財務情報の必要性は高いとの意見があった。

連結財務諸表の開示の延期を無制限かつ広範に容認することについては、懸念を示す声が多かった。

この提言により、2017年3月末日以降最初に終了する通期決算又は四半期決算から、『短信』に連結財務諸表や四半期連結財務諸表を添付しなくても、決算発表が可能になると理解している。添付資料としての財務諸表の開示は上場会社への要請事項のため、財務諸表を添付しない『短信』の使用を、制度上、東京証券取引所が禁止できないことも理解できる。

しかし、財務諸表を添付せずにサマリー情報に何らかの業績数値が示されれば、株主・投資者が様々な憶測を抱くのは明らかであり、投資判断を誤らせる恐れが非常に高いと考えるのが自然であろう。その様な憶測に基づく株価の変動は、株主・投資者はもちろん上場各社も決して望まないはずである。さらに、財務諸表の添付がない自由な形式のサマリー情報だけの『短信』に対して、ネガティブな情報を意図的に伏せて、ポジティブな情報だけが選択開示されるリスクを懸念する株主・投資家も少なくないであろう。

『報告』は「こうした見直しは、それぞれの企業の状況に応じた早期の開示を可能とするため」としているが、投資判断を誤る恐れのある不完全な情報しかない『短信』で速報性が向上（＝決算発表の前倒し）しても、本末転倒であろう。『短信』はあくまでも決算の速報であり、必ずしも監査済みであることまで求めている。投資家は日本の上場各社の財務諸表の作成能力を高く評価しており、各社が公表に足る水準と判断した財務諸表と、その内容の理解に不可欠な注記情報が添付されていれば十分である。事実、上場会社の約60%はまだ監査済みでない財務諸表を『短信』に添付していると聞いている。

そもそも財務諸表を開示せずに、上場各社が自信を持って「投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合」と判断できる具体的な状況とはどのような状況なのか、容易には想像できない。東京証券取引所には、「投資者の投資判断を誤らせるおそれがない場合」について、上場各社の判断の手助けとなる様な何らかの例示やガイダンスの提示を検討していただきたい。万が一、上場各社が財務諸表を添付せずに決算を発表する様な場合には、「なぜ財務諸表を添付しないのか」「なぜ投資者の投資判断を誤らせる恐れがないと判断したのか」「いつ財務諸表を公表するのか」を、『短信』のサマリー情報に必ず記載していただきたい。

『短信』と添付資料は、機関投資家やアナリストが上場企業の投資評価、投資判断、議決権行使などする際に、有価証券報告書と並んで最も利用価値が高く、かつ使用頻度の高い一次情報の情報源である。同時に、メディアや情報ベンダーを通じて、極めて精度が高く内容の濃い決算情報が、適時に広く社会全体に提供されているという意味でも、我が国の資本市場が世界に誇るべき開示制度とも言えるであろう。

今回の制度変更の主旨が、適時開示ルールなども踏まえて、内容については可能な限り自由度を高めることで、『短信』による情報開示の意義である速報性の向上（＝決算発表の前倒し）を図るということを、東京証券取引所と上場各社には忘れないでいただきたい。『短信』の自由度の向上が、上場各社の適時開示ルールの後退に繋がることのない様に、企業と株主・投資者の建設的な対話の促進に寄与する様な、適時・適切な開示を常に心がけていただきたい。

以 上